最終更新日：2019年5月14日

日本軽金属ホールディングス株式会社
岡本　一郎
問合せ先：03-5461-8677
証券コード：5703
http://www.nikkeikinholdings.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、持株会社制を導入しており、持株会社である当社のもと、中核事業会社である日本軽金属株式会社および東洋アルミニウム株式会社の2社を中心に、事業活動を展開しております。その中にあって、当社は、グループ全体の戦略の立案・決定、経営資源の戦略的な配分、事業会社の経営監督等を通じて、持続的な成長と競争力の強化を図ることにより、企業価値の増大を目指しております。

当社は執行役員制度を採用しているため、取締役数は13名（うち独立社外取締役4名）と簡素化が図られており、取締役会の機動的な運営、充実した審議を可能にしております。また、取締役・執行役員の使命と責任をより明確にすべく、その任期は1年としております。

また、監査につきましては、当社は監査役制度を採用しております。監査役は、現在6名（うち独立社外監査役3名）としております。監査役は監査役会を構成し、監査役監査の基準に準拠した監査方針、監査計画等に従い、取締役会をはじめ社内の重要な会議に出席するなど、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立した機関として、取締役の職務執行を監視できる体制としております。

当社は、グループの経営を統括する立場から、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置づけ、以下の基本方針を定め取り組んでおります。

⑴ 当社は、株主の権利を尊重し、その実質的な平等性を確保します。
⑵ 当社は、株主をはじめとする多くのステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、取締役会、経営陣は、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に向けて、リーダーシップを発揮します。
⑶ 当社は、法令・規則に基づく情報開示はもとより、ステークホルダーが必要とする情報を積極的に開示することにより、説明責任を果たし、透明性を確保します。
⑷ 取締役会、監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、それぞれの役割・責務を適切に果たします。
⑸ 当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、様々なIR活動により、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1－4】（政策保有株式）
当社および当社のグループ会社は、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。新たに取引先の株式を取得しようとする場合、当該取引先との関係強化が当社グループ事業の発展に寄与するか否かという観点から、当該株式取得の適否を判断することとしております。

取引先の株式は、取得目的に合致する限り、保有し続けますが、毎年、取引状況などを総合的に考慮して、当社グループの資産が非効率に費消されていないかどうかを検証し、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て売却し縮減を図ります。

上記取得目的に鑑み、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当該取引先の企業価値向上に資するよう行使いたします。株主価値が大きく毀損される事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などは、肯定的な議決権行使を行いません。

【補充原則4－2－1】（経営陣の報酬）
当社は、取締役を含む経営陣の報酬を、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、固定報酬としての基本給および変動報酬としての業績給で設計しております。なお、中長期的な業績と連動する報酬については、自社株報酬も含め、報酬全体の構成、割合等を考慮の上、今後の導入を慎重に検討してまいります。

【補充原則4－10－1】（人事案件等の重要な事項の検討における、独立社外取締役の適切な関与・助言）
当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問機関を設置しておりませんが、社外役員は専門的な知見や豊富な経験から取締役会等で積極的に意見を述べており、指名・報酬などの特に重要な事項についても適切な関与・助言が得られております。こうしたことから、これらの事項に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分担保されていると考えておりますが、指名・報酬委員会などの独立した諮問機関の設置については、今後の課題であると認識し、慎重に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－7】（関連当事者間の取引）
当社では、取締役および取締役が実質的に支配する法人を介して行う全ての競業取引および利益相反取引は、その取引条件および決定方法の妥当性を含め、取締役会での審議・決議を通じて監視を行っております。

【原則2－6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社グループの主要子会社である日本軽金属株式会社では、企業年金制度の適正な運営を図るため、経理・人事部門の責任者、労働組合の役員等で構成される年金資産運用委員会を設置し、外部専門家の意見を聴取したうえで、運用の基本方針・政策的資産構成割合の策定・見直し等を行うとともに、政策的資産構成割合に基づき最適な資産運用会社に運用を委託しております。同委員会は、各運用機関に対し、運用実績などの定量面のみならず、投資方針、運用プロセス、コンプライアンス等の定性評価を加えた総合的な評価・モニタリングを行っております。

【原則3－1】（情報開示の充実）
当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うこととしております。

⑴ 日軽金グループの経営方針および中期経営計画を当社ホームページにて開示しております。日軽金グループの経営方針の中の「日軽金グ

ループの3つのエッセンス」の「1．日軽金グループの使命」は、当社グループの経営理念であります。
日軽金グループの経営方針（http://www.nikkeikinholdings.co.jp/company/keiei.html）
中期経営計画（http://www.nikkeikinholdings.co.jp/common/file/2016_2018_keiei/html/01.html）
⑵ コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書「Ⅰ 1．基本的な考え方」にて開示しております。
⑶ 取締役を含む経営陣幹部の報酬を決定するに当たっては、短期的な業績拡大および企業価値向上に対する報酬としてだけではなく、中長期的に当社グループの経営理念の浸透、経営戦略、経営計画の実行への寄与などを考慮しております。ただし、社外取締役の報酬については、業務執行からの独立性を維持するため、業績に連動しない基本報酬を支給する方針としております。
取締役の報酬は、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定しております。（取締役の報酬等の総額については、当社株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。）
⑷ 取締役候補者の指名およびそれ以外の執行役員等の経営陣幹部の選解任に当たっては、当社グループの事業および業務内容に関する経験と見識、当社グループ事業に対する貢献度や職務遂行能力等を勘案して取締役会において決議しております。
監査役候補者の指名に当たっては、取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に貢献できること等を総合的に判断して、監査役会での同意を条件に取締役会において決議しております。
また、社外役員については、幅広い経験に基づく高度な知見や専門的識見・経験を有し、中立の客観的見地から経営陣に対して経営監視機能を果たせることを選任の基本方針としております。
⑸ 取締役・監査役候補者の経歴および選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。取締役・監査役を解任する場合は、解任理由を株主総会招集通知にて開示いたします。

【補充原則4－1－1】（経営陣への委任の範囲）
法令および定款の規定により取締役会の決議を要する事項および経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしております。特に株式・持分や固定資産の取得・処分、融資・保証案件については、信用リスク、地域・市場リスクなど様々なリスクを考慮し、類型別に金額基準を定めて、取締役会で決議すべき範囲を明確にし、この金額を下回る案件については経営陣に委任しております。

【原則4－9】（独立社外取締役の独立性判断基準および資質）
当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準を踏まえ以下の独立性判断基準を策定し、これをもとに取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

＜社外役員の独立性判断基準＞
当社は、社外取締役および社外監査役（以下、本基準において「社外役員」という。）が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1．現在または過去10年間において、以下に該当する者
⑴ 当社および当社の子会社（以下、本基準において「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）
2．現在または過去3年間において、以下のいずれかに該当する者
⑴ 当社の大株主（注2）もしくは当社グループが大株主である者またはその業務執行者
⑵ 当社グループの主要な取引先（注3）もしくは当社グループを主要な取引先とする者（注4）またはその業務執行者
⑶ 当社グループの主要な借入先（注5）またはその業務執行者
⑷ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
⑸ 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える専門的サービスに係る報酬（注6）を受けた者または受けた団体に所属する者（ただし、当社グループと顧問契約を締結している場合は、金額を問わない。）
⑹ 当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けた者または受けた団体の業務執行者
⑺ 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
3．上記1．および2．に掲げる者（ただし、業務執行者については、部長格未満の使用人を除く）の配偶者または二親等以内の親族
4．その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職責を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

（注1）業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者および従業員をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
（注2）総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者をいう。
（注3）当社グループが製品またはサービスを提供する取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社）であって、過去3事業年度を平均した場合において、当社グループの当該取引先グループに対する当該取引に係る総取引額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
（注4）当社グループに対して製品もしくはサービスを提供する取引先グループであって、過去3事業年度を平均した場合において、当社グループと当該取引先グループの間の当該取引に係る総取引額が、1億円を超え、かつ、当該取引先グループの連結売上高（当該取引先グループが連結決算を実施していない場合は、当該取引先単体の売上高）の2%を超える者をいう。
（注5）当社グループが借入れを行う金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社）であって、過去3事業年度を平均した場合において、当社グループの当該金融機関グループからの借入金の総額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。
（注6）コンサルタント報酬、公認会計士報酬、税理士報酬、弁護士報酬等をいう。

【補充原則4－11－1】（取締役会の構成）
取締役会は、当社がアルミニウム関連の広い範囲の事業をグローバルに展開していることから、これらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体として各事業分野、経営企画、研究・開発、生産等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会の視点から成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見を述べ問題提起を行うことができる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、定款の定めに基づき定員を15名以内と定めております。

【補充原則4－11－2】（取締役および監査役の兼任状況）
取締役および監査役の重要な兼職状況は、「第6回定時株主総会招集ご通知」の事業報告ならびに株主総会参考書類の第2号議案「取締役13名選任の件」、第3号議案「監査役1名選任の件」および第4号議案「補欠監査役1名選任の件」に記載しております。
また、「第6回定時株主総会招集ご通知」は、平成30年3月31日現在で1単元以上の株式を所有する株主に送付するとともに、以下の当社ホームページにおいて開示しております。
株主総会招集通知（http://www.nikkeikinholdings.co.jp/ir/stock/p5.html）

【補充原則4－11－3】（取締役会の実効性の評価）
平成30年度においては、取締役会は12回開催され、業務執行にかかわる重要事項が時機に遅れることなく決議され、報告されております。
社外取締役は、取締役会事務局から決議事項、報告事項の説明資料の事前送付を受け、議案等について事前に検討し、取締役会において積

極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役を含む経営陣の業務執行に反映しております。
　監査役は、取締役会等に付議される議案について事前に検討し、必要に応じて取締役、関係者から事前説明を受け、問題点を把握し、取締役会等において、法令・定款への適合およびリスク管理の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役を含む経営陣の業務執行に反映しております。
　加えて、社外取締役・監査役の海外を含む事業所視察の機会の確保などによる情報提供方法の改善、取締役会の決議事項にとらわれない中長期的、グローバルな視点を含む経営全般に関する幅広いテーマによる自由討議の実施など、取締役会運営の充実に努めている。
　平成30年度の取締役会の実効性評価としては、当社の取締役会は、オープンで建設的な発言・議論が活発にされており、特に社外取締役・監査役の提言・問題提起による審議への貢献が大きく、総合的にみて、当社取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。

【補充原則４－１４－２】（取締役および監査役に対するトレーニング方針）
　当社は、社内出身の取締役および監査役に対して、個々に適合したセミナーや交流会などの機会の提供やその費用の支援を行っております。また、毎年、社内取締役・監査役および執行役員の全員に加えて主要グループ会社の代表取締役等が参加する「日本軽金属グループトップセミナー」を開催し、経営課題を共有し、その解決に取り組むこととしております。
　社外取締役および社外監査役には、当社グループについての理解を深めるため、経営陣等から事業・業務内容の説明を行うとともに、定期的に主要事業所を視察する機会を設けております。

【原則５－１】（株主との建設的な対話に関する方針）
　当社では、企画統括室担当取締役をIR担当取締役とするとともに、同室広報・IR担当をIR担当部署としております。
　対話手段としては、機関投資家向けの決算説明会を年２回開催するほか、個別訪問も積極的に行っております。個人投資家に対しては、ホームページ上に専用ページを設け、業績、中期経営計画などの説明を行うとともに、機関投資家向け決算説明会の内容掲載を適時行っております。
　株主・投資家の皆様へ（http://www.nikkeikinholdings.co.jp/pages/ir/index.html）

２．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	51,402,800	8.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	51,192,400	8.26
第一生命保険株式会社	20,001,000	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	16,589,100	2.68
日軽ケイユー会	16,090,988	2.60
公益財団法人軽金属奨学会	14,910,000	2.41
朝日生命保険相互会社	12,750,000	2.06
株式会社みずほ銀行	11,263,736	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	11,031,800	1.78
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	10,960,000	1.77

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

１．平成30年３月31日現在における、信託銀行各社の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

２．平成29年６月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が平成29年６月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
　なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

[氏名又は名称／住所／保有株券等の数（千株）／株券等保有割合（%）]
三井住友信託銀行株式会社／東京都千代田区丸の内１丁目４番１号／19,914／3.21
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社／東京都港区芝３丁目33番１号／674／0.11
日興アセットマネジメント株式会社／東京都港区赤坂９丁目７番１号／18,610／3.00

３．平成29年９月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ゴールドマン・サックス証券株式会社並びにその共同保有者であるゴールドマン・サックス・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル及びゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッドが平成29年９月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
　なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

[氏名又は名称／住所／保有株券等の数（千株）／株券等保有割合（%）]

ゴールドマン・サックス証券株式会社／東京都港区六本木６丁目10番１号／1,830／0.30
ゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International)／Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK／1,061／0.17
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー(Goldman Sachs & Co. LLC)／200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A.／2,115／0.34
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社／東京都港区六本木６丁目10番１号／11,455／1.85
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(Goldman Sachs Asset Management, L.P.)／200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A.／12,823／2.07
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(Goldman Sachs Asset Management International)／Peterborough Court, 133 Fleet Street, London, EC4A 2BB UK／672／0.11
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド(Goldman Sachs Asset Management(Hong Kong) Limited)／68th Floor, Cheung Kong Center, 2 Queen's Road Central, Hong Kong／1,093／0.18

４．平成29年12月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行並びにその共同保有者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社及び三菱ＵＦＪアセット・マネジメント（ＵＫ）が平成29年12月11日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めてめておりません。
なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

[氏名又は名称／住所／保有株券等の数（千株）／株券等保有割合（%）]
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行／東京都千代田区丸の内２丁目７番１号／1,350／0.22
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社／東京都千代田区丸の内１丁目４番５号／16,197／2.61
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社／東京都千代田区有楽町１丁目12番１号／6,103／0.98
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社／東京都千代田区丸の内２丁目５番２号／1,973／0.32
三菱ＵＦＪアセット・マネジメント（ＵＫ）（Mitsubishi UFJ Asset Management(UK)Ltd.)／24 Lombard Street, London, EC3V 9AJ, United Kingdom／976／0.16

５．平成30年４月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社みずほ銀行並びにその共同保有者であるアセットマネジメントＯｎｅ株式会社及びアセットマネジメントＯｎｅインターナショナルが平成30年３月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

[氏名又は名称／住所／保有株券等の数（千株）／株券等保有割合（%）]
株式会社みずほ銀行／東京都千代田区大手町１丁目５番５号／19,698／3.18
アセットマネジメントＯｎｅ株式会社／東京都千代田区丸の内１丁目８番２号／40,659／6.56
アセットマネジメントＯｎｅインターナショナル（Asset Management One International Ltd.）／Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK／1,150／0.19

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	３月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小野　正人	他の会社の出身者					△						
林　良一	他の会社の出身者								△			
伊藤　晴夫	他の会社の出身者								△			
早野　利人	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

小野　正人	○	小野氏は、平成19年４月まで、現在の当社グループの主要な取引先（借入先）である株式会社みずほ銀行の常務執行役員を務めておりました。 また同氏は、平成20年３月まで、同行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの取締役副社長（平成20年６月まで同社取締役）を務めておりました。 平成30年３月31日現在における当社グループの株式会社みずほ銀行からの借入金残高は28,321百万円、当社の連結総資産（467,300百万円）に対する割合は6.1%であること等から、当社の独立性判断基準に照らして、株式会社みずほ銀行は当社グループの主要な取引先（借入先）に該当します。	小野氏は、長年にわたる金融機関の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、現在は他社の社外取締役も務めております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 なお、当社と同氏との関係性につきましては、同氏は、当社と株式会社みずほ銀行との融資取引に直接影響を及ぼしたことはなく、また、現在においても、当社の社外取締役であるということ以外に、特段の関係性はありません。 当社と株式会社みずほ銀行との関係性につきましては、当社は多数の金融機関から借入を行っており、また、連結総資産に対する同行からの借入額の割合（6.1%）、当社グループの借入額全体に対する同行からの借入額の割合（20.3%）に照らして、同行が当社の意思決定に与え得る影響は、必ずしも高いものではないと認識しております。 同氏と株式会社みずほ銀行との関係性につきましては、同氏が同行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの取締役を退任してから約10年が経過しており、また、同行・同グループと特段の関係性もないことから、現在同氏は、同行・同グループの意向に影響される立場にはないと認識しております。 以上のことから、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「Ⅰ１．【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則４－９】」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立性があると判断しております。
林　良一	○	林氏は、平成26年６月まで三菱商事株式会社の業務執行者を務めており、当社グループは同社グループとの間で、製品の販売、原材料の仕入等の取引がありますが、平成29年度において、同社グループへの売上高は当社連結売上高の0.5%未満、同社グループからの仕入高は同社連結収益の0.1%未満であります。	林氏は、長年にわたる商社の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、他社の取締役も歴任しております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「Ⅰ１．【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則４－９】」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。
伊藤　晴夫	○	伊藤氏は、平成22年６月まで富士電機ホールディングス株式会社（現富士電機株式会社）の取締役に就任しており、当社グループは同社グループとの間で、製品の販売、資材の購入等の取引がありますが、平成29年度において、同社グループへの売上高は当社連結売上高の0.2%未満、同社グループからの購入額は同社連結売上高の0.1%未満であります。	伊藤氏は、長年にわたる製造業会社の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、当社と同様の純粋持株会社形態の会社の経営者としての経験・知見も有しております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「Ⅰ１．【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則４－９】」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。

早野　利人	○	――	早野氏は、長年にわたり証券会社および投資会社の経営に携わり、大学教授としても活躍するなど、幅広い経験と高度な知見を有しております。また、平成28年5月に当社社外監査役に就任してからは当社の監査を適切に遂行するとともに、当社グループの持続的な発展を図る観点からも独立した立場から的確な提言を行っております。今後はこのような経験と知見をより直接的に経営の監視、監督に活かしていただくことが、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「Ⅰ1．[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] [原則4－9]」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数	6 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、相互の独立性を維持しつつ、監査対象、監査方法等に関し、必要に応じ意見交換を行い情報の共有に努めるなど、効率的な監査を実施するための連携を取っております。
監査役と内部監査を担当するCSR･監査統括室は、相互の独立性を維持しつつ、監査対象、監査方法あるいはリスクの状況等に関し、必要に応じ意見交換を行い情報の共有に努めるなど、効率的な監査を実施するための連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田　譲	他の会社の出身者										△			
安井　洸治	公認会計士													
川合　晋太郎	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田　譲	○	藤田氏は、平成21年７月まで朝日生命保険相互会社の取締役に就任しており、当社は同社と融資を受けるなどの取引を行っておりますが、平成30年３月31日現在における同社からの借入金残高は396百万円であり、当社の連結総資産（467,300百万円）に対する割合は0.1%であります。	藤田氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わり、当社以外の様々な業種の会社の社外役員を務めるなど、幅広い経験と高度な知見を有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「Ⅰ１．[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]［原則４－９］」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。
安井　洸治	○	―――	安井氏は、当社と顧問関係にない完全に独立した立場の公認会計士、税理士であり、公認会計士、税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しているとともに、専門的な経験も有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「Ⅰ１．[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]［原則４－９］」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。
川合　晋太郎	○	―――	川合氏は、当社と顧問関係にない完全に独立した立場の弁護士であり、弁護士としての専門的な経験・知見を有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準、および「Ⅰ１．[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]［原則４－９］」に記載の当社の社外役員の独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	７名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役の任期は1年であり、重任取締役の新年度報酬については、過年度の業績等を評価の上、決定いたします。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第6期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) の役員報酬 (単位:百万円)

	支給人員	支給額
取 締 役	16名	149
(うち社外取締役)	(3) 名	(16)
監 査 役	6名	52
(うち社外監査役)	(3) 名	(16)
合 計	22名	202
(うち社外役員)	(6) 名	(33)

1. 当期末日における取締役の在籍人員は12名でありますが、上記支給人員には、平成29年6月27日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役4名が含まれており、その支給額は取締役報酬16百万円であります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額金396百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず) であります。(平成25年6月27日第1回定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額金96百万円以内であります。(平成25年6月27日第1回定時株主総会決議)

*上記は、「第6回定時株主総会招集ご通知」にも記載しており、本招集通知は当社ホームページに掲載しております。
http://www.nikkeikinholdings.co.jp/ir/stock/p5.html

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

取締役会の事務局は企画統括室とCSR・監査統括室法務担当が担当しており、取締役会付議事項に関し、資料の事前配布に努めるとともに、特に重要性の高い案件については、事前説明を行います。
監査役を補助する専任のスタッフとしては、監査役業務室が担当いたします。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
石山 喬	当社相談役	①当社グループの製造拠点における改善活動への助言 ②社外団体における活動	常勤、報酬有	2017/06/27	2年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

・相談役は、株主総会、取締役会およびグループ経営会議等の会社の意思決定に関する会議等には出席しないこととしており、経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。従って、ガバナンス上の問題はないと考えております。
・上記「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には、当社の代表取締役会長の退任日を記載しておりま

す。
・相談役の人事に関しては、取締役会の決議により決定しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

〔現状の体制の概要〕

当社は取締役会および監査役会設置会社であります。社外取締役の積極的選任に努めており、取締役13名のうち、4名は社外取締役です。また、業務を執行する機関として、執行役員を置いております。

取締役会は原則として毎月１回開催されており、当社グループの経営上の基本的事項および重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況について監督を行っております。

グループ経営会議は、代表取締役社長の意思決定を補佐するための機関として、当社グループ経営に関する方針、経営執行に関する重要案件を審議・決定いたしますが、特に重要な事項については取締役会にて決定いたします。

当社は社外監査役の積極的選任にも努めており、監査役6名のうち3名は社外監査役です。監査役会は、原則として年6回以上開催され、様々な分野において経験・見識が豊富な社外監査役の参画を得て、経営に対する独立性を維持しつつ、的確な監査を実施しております。また、監査役の監査を支える監査役業務室には、取締役の指揮命令に服さない専任の人材を配置しております。

監査役監査につきましては、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める観点からコンプライアンス、リスク管理、情報の適時開示等、内部統制の状況について監査を実施いたします。

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を担当いたします。

また、内部監査につきましては、CSR・監査統括室が年間の監査計画に基づいて社内各部門および子会社・関係会社に対して行う業務執行に関する監査のほか、コンプライアンス、環境など、内部統制の有効性等に関する内部監査を実施し、適切性、有効性を検証の上、必要に応じて改善・是正の提言を行います。

当社は、法令および定款の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、７百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

〔現状の体制を採用している理由〕

当社は、社外取締役と監査役会が、各々の観点から経営監督にあたる体制が有効と考え、監査役会設置会社としております。

また、経営の監督機能と業務執行機能の分化、社外取締役および社外監査役の積極的選任等により、執行機能の監督、取締役の相互監視、さらに社外監査役を含む監査役の監査によって、経営の健全性が確保されていると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月の定時株主総会（6月26日開催）の招集通知は6月4日に発送しており、「早期発送」を行うとともに、発送日に先立ち5月24日に当社ウェブサイトに掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	（株）ＩＣＪの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用による議決権行使制度を導入しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の一部（狭義の招集通知および株主総会参考書類）について英語版を作成し、東京証券取引所ウェブサイトおよび当社ホームページ等に掲載しております。
その他	招集通知等の当社ホームページへの掲載を行うほか、株主総会会場において映像や音声を用いて事業の報告や議案の説明を行うなど、株主の皆様に理解を深めていただく工夫を行っております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示方針」を作成し、ホームページ上で公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会は毎年2回、決算発表（年度および中間）の後、開催いたします。 また、経営戦略に関する重要事項がある場合は、必要に応じて説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページでは、決算短信、決算説明会資料、アニュアルレポート、株主通信（事業報告）、有価証券報告書、ファクトブック等のIR資料を掲載しております。 ＩＲページのＵＲＬは次のとおりです。 http://www.nikkeikinholdings.co.jp/pages/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署として、企画統括室広報・IR担当を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営方針である「日軽金グループの経営方針」（以下、グループ経営方針）では、基本方針第7項で「株主・取引先・従業員・地域社会に対し、調和の取れた経営を行い、社会的に尊敬に値する企業グループを目指す」と規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、グループ経営方針の基本方針第10項で「地球環境問題に対しては、関係法令の遵守はもとより、環境方針を掲げて主体的かつ積極的に取り組む」と規定しており、環境保全を含むCSR活動を統括する部署として「CSR・監査統括室」を設置しております。具体的取組み内容やＣＳＲ推進計画などは、当社ホームページ内の「ＣＳＲの取り組み」のページにおいて詳細を紹介しておりますが、毎年発行する「ＣＳＲ報告書」におきましても各年次のトピックス等を紹介してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループ経営方針の基本方針第12項で「企業情報を適切に管理するとともに、広く社会とのコミュニケーションに努め、情報を適時かつ適切に開示する」と規定しており、これに基づいて適時開示に関する規程等を整備しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムに関する基本方針

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)として取締役会において決議した内容(基本方針)は、次のとおりであります。

1　当社および子会社から成る企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

当社は、企業集団の取締役、執行役員および従業員が、コンプライアンス(法令、会社規則、企業倫理等の遵守)に則った行動をとるために、グループ経営方針およびグループ・コンプライアンスコード(企業行動憲章)を定め、その推進を図る。

当社は、企業集団の事業活動におけるコンプライアンスの確保を図るため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス所管部署を配し、実務面での実践を徹底する。

当社は、企業集団におけるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正することを目的として、通報者の保護を徹底した内部通報制度(ホットライン)を設置、運用する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、警察等関係機関とも連携し毅然と対応していく。

2　当社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制(情報保存管理体制)

企業集団における取締役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体(文書および電磁的記録)を当社が定めるグループ規則に基づき適切に保存および管理するとともに、監査役からの請求に応じて随時提供するものとする。

3　当社および子会社から成る企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)

当社は、企業集団における様々なリスク(損失の危険)に対して、管理体制、管理手法等を定めたグループ規則を定め、リスク管理について組織的な対応を行う。

特に、当社グループ事業の特性上重要度の高い品質管理、環境保全、災害対策等のリスク管理については、横断的な取組みを推進する権限と責任を有する統括役員および主管部署が規則等を整備し、企業集団の各部門におけるリスク管理状況の把握・評価に努めるとともに、必要に応じて指導する。

4　当社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

企業集団の事業の推進における効率性を確保するために、以下に記載する経営管理システムにより、組織的な対応を行う。

1) グループ経営会議による意思決定

企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、当社の代表取締役社長、取締役等で構成されるグループ経営会議を組織し、審議する。

2) 中期経営計画、年度予算、業績管理

目標の明確な付与、採算管理の徹底を通じて事業競争力の強化を図るため、当社単独および連結の目標値を中期経営計画、年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。

3) 内部監査体制

当社の内部監査を所管するCSR・監査統括室を置き、企業集団の事業活動の全般にわたる管理・運営の制度および実施状況の有効性および妥当性の監査を実施し、その結果に対して必要な改善事項を指摘し、改善状況のフォローアップを行う。

5　次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(その他のグループ内部統制体制)

企業集団における業務の適正を確保するための体制整備としては、1から4に規定するほか、以下に記載のとおりとする。

1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制としては、当社が定めるグループ規則等において、子会社の業績、財務情報その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。

2) 子会社の経営については、その自律性を尊重しつつ、当社が定める子会社管理に関するグループ規則に基づき、適切な経営管理を行う。

3) 当社の取締役、監査役、執行役員または従業員が子会社の監査役に就任し、会計監査および業務監査を実施する。

6　当社および子会社から成る企業集団の財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制(財務報告に関する内部統制体制)

企業集団における財務報告の信頼性および適正性を確保し、かつ金融商品取引法が定める内部統制評価制度への適切な対応を実施するため、内部統制システムを構築する。また、このシステムが有効かつ適正に機能していることを継続的に評価し、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

7　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(以下7～11を総称して、監査役関連体制)

当社監査役の職務を補助する組織として監査役業務室を設置し、取締役の指揮命令に服さず監査役の指揮命令に服す専任の従業員を置く。また、CSR・監査統括室等に所属する従業員も監査役の職務を補助する。

監査役業務室の従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分ならびに監査役業務室の組織変更については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

8　次のア．およびイ．に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

ア．当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

イ．当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社監査役に報告すべき事項は以下に記載のとおりとし、報告方法等については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

1) 会社に著しい損害もしくは信用の低下を及ぼす恐れのある事項

2) 毎月の経営状況として重要な事項

3) 内部監査状況および損失の危険の管理に関する重要な事項

4) コンプライアンスに反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、その事実

5) 子会社に関し、1) から4) に該当する重要な事項

当社常勤監査役は、グループ経営会議、コンプライアンス委員会他重要な会議に出席することができる。

9　8の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社が設置、運用する内部通報制度(ホットライン)において、当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接通報することができること

を定めるとともに、当該通報をしたことによる不利益取扱いを禁止する。

10　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を速やかに支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。ただし、支弁する費用等の総額は当該予算に限定されないこととする。

11　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　当社監査役に対して、取締役、執行役員および従業員からヒアリングを実施する機会を提供するとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要
「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1　コンプライアンス体制
　当社および子会社の全ての取締役、執行役員および従業員に対して、グループの経営方針等を掲載したハンドブックを配付しております。
　当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年4回開催し、コンプライアンス推進計画の決定およびその進捗状況のモニタリングを行っております。
　当社は、当社および子会社の取締役、執行役員および従業員が利用可能な内部通報制度を設置・運営しております。
　反社会的勢力および団体に対しては、当社人事・総務・経理統括室総務担当が対応総括部署となり、子会社とともに各地域の警察を含む外部専門機関や弁護士とも連携する体制を構築しております。

2　情報保存管理体制
　当社および子会社の各社は、取締役会等の議事録、りん議書その他の取締役の業務執行に関する保存媒体(文書および電磁的記録)について、法令およびグループ規則に基づき、適切に保存・管理しております。

3　リスク管理体制
　リスクの管理体制、管理手法等を定めたグループ規則に基づいて、グループ全体のリスク管理体制を構築しております。
　特に重要なリスク案件については、取締役会で決議・報告するとともに、取締役会付議に至らない案件であっても、重要性の高いものはグループ経営会議において慎重に審議しております。

4　効率的職務執行体制
　当期は、グループ経営会議を30回開催し、重要な案件について、十分な審議を経た後、決定しております。
　当社は、グループ全体の中期経営計画(平成28年度から平成30年度まで)および年度予算計画を策定しております。また、グループ経営会議メンバー等による毎月の業績検討会等を通じて業績のモニタリングを行っております。
　当社CSR・監査統括室監査担当は、グループの内部監査を、監査計画に基づき、また重要事項については随時、業務監査および会計監査を実施しております。

5　その他のグループ内部統制体制
　当社は、子会社の決裁権限等を定めたグループ規則に基づき、子会社から報告を受け、また必要な手続きによる承認を行っております。
当社は、子会社育成の観点から、リスク管理体制の強化を始めとした指導を子会社に対して行うとともに、進捗状況に応じて主管部門が必要な改善指導を行っております。
　当期末において、当社の取締役1名、監査役3名および従業員7名が子会社の監査役に就任し、監査を行っております。

6　財務報告に関する内部統制体制
　当社および子会社は、内部統制推進責任者を任命し、財務報告に係る内部統制システム整備を推進しております。整備状況については、半期に1回グループ経営会議および取締役会へ報告しております。
　当社CSR・監査統括室監査担当は、内部統制の運用状況を評価しており、評価結果は、会計監査人による監査および取締役会による承認、監査役監査を経て、内部統制報告書として開示しております。

7～11　監査役関連体制
　当社は監査役業務室を設置し、専任の従業員1名を配置しております。
　当社常勤監査役は、グループ経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議のメンバーとなっているほか、代表取締役社長、社内取締役および執行役員等に対して定期的にヒアリングを行い、業務執行状況について確認を行っております。
　当社は、当社の取締役、監査役、執行役員および従業員を子会社の取締役または監査役として派遣し、子会社の取締役、監査役から受けた報告を当社監査役へ報告しております。
　当社CSR・監査統括室監査担当は、当社から派遣した子会社監査役による業務監査報告を集約し、その内容を当社常勤監査役へ報告しております。

　内部通報制度について定めたグループ規則において、通報者に対する不利益取扱いを禁止している旨を周知しております。当期において、これに違反する事例は認められませんでした。
　社外監査役を含む監査役は、定期的に代表取締役および会計監査人と意見交換を行っております。
　当期において、監査役の監査計画に基づく監査を実施するにあたって費用が不足する事態は生じませんでした。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　当社およびグループ従業員全員に配布、徹底している「グループ経営方針・コンプライアンスハンドブック」において、反社会的勢力のみならず、外部からの不当な要求に対しては毅然とした態度で接する旨を明文化するとともに、人事・総務・経理統括室総務担当を対応総括部署として、警察を含む外部専門機関、弁護士との連携をはかり、情報収集や研修・啓蒙活動に取組んでまいります。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

＜当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に関する事項＞

(1) 基本方針の内容
当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えます。
したがって、当社は、特定の者またはグループ(特定の者またはグループを以下「買付者」といいます。)による、当社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とする当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものです。
しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために合理的に必要十分な時間や情報を提供しないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、当該買付者を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと判断すべきであると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み
当社グループは、「アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく」という日軽金グループの使命(経営理念)のもと、「アルミニウム」というユニークで優れた特性を有する素材の可能性を開拓することによって、企業価値の持続的向上に努めてまいりました。
当社グループの事業を大きな川にたとえると、アルミナ・化成品の製造が最も上流の工程となり、次いでアルミ合金地金の製造が続きます。さらにアルミを素材として、アルミ板、アルミ押出製品から、箔・粉末製品、輸送関連製品などの各種加工製品に至るまで、広範な領域において事業展開しております。
当社グループでは、グループ全体として持続的に発展し、企業価値の向上を図るためには、経営と執行の分離をより徹底させた連結経営体制への変革が必要と判断し、平成24年10月1日付で純粋持株会社としてグループ全体を統括する当社を設立するとともに、平成25年4月を起点とする3ヵ年の中期経営計画(以下「前中計」といいます。)では、その基本方針である「地域別×分野別戦略による事業展開」「新商品・新ビジネスによる成長ドライバー創出」「企業体質強化」に基づき連結収益の最大化に向けた数々の施策を実行し、その結果、当初設定した前中計の経営目標を概ね達成いたしました。
そして、平成28年4月には平成28年度から平成30年度までの3ヵ年の新たな中期経営計画がスタートいたしました。この新たな中期経営計画では、前中計で定めていた目標値を達成する原動力となったアルミニウム素材に関する深い洞察力、経験に裏打ちされた加工開発、サービス力等を当社グループの最大の強みと認識し、さらにチーム日軽金として、こうした強みを一段と強化することにより、他社の追随を許さない「異次元の素材メーカー」としての地位を確固たるものにすべく、以下の基本方針を掲げております。

1　グループ連携による新商品・新ビジネスモデルの創出
当社グループは、アルミニウムに関する広範な事業領域を有しており、グループ連携による横断的・複眼的視点でお客様のニーズを汲み上げ、付加価値を生むための知恵を結集させることによって、ものづくりだけに止まらず、設計、施工、サービス、メンテナンスからビジネスコンセプトに至るまでの総合力で競争優位性を持った新商品・新ビジネスを創り上げ、グループの成長を目指してまいります。
当社グループは、グループ連携の強みを徹底的に探究することで、複合的で差別性のある利益率の高い新商品・新ビジネスモデルを創出し、専業化・大規模化の潮流とは一線を画した、付加価値の高度化によって、比類なき価値創造力・競争力を有する企業集団としての姿をさらに追求してまいります。

2　地域別×分野別戦略による事業展開
経営資源を投入する分野を地域と市場分野の組合せから選別し、投資の収益性を最大化させることに加え、海外展開では、これまでの中国・東南アジアを中心とした事業展開から、その他アジア地域・北米地域まで視野に入れた展開を積極的に推進し、真にグローバル企業と呼ばれるに値する企業体への変革を図ります。
また、地域と市場分野の多種多様な組合せに機動的・効率的に対応できるよう、グループ各社・各部門の垣根を取り払い、ビジネスに即して自由自在に集合・離散できる柔軟で俊敏な組織設計を行い、これを運用してまいります。

3　企業体質強化(事業基盤強化)
上記基本方針の実現に不可欠な「グループ連携の視点でビジネス創生できる人財」を育むための教育制度を拡充するとともに、国内・海外、グループ会社・各部門間の人財の流動性を高め、人財の国際化・多様化を推進してまいります。
また、グループ間の協業等を通じ、高付加価値品の開発、海外への販路開拓、成長市場への販売強化等を推し進め、化成品事業、板事業等の収益向上を図るとともに、新規に海外進出した拠点の収益安定化にも努めてまいります。

当社グループは、以上の基本方針に基づくアクションプランに果敢に取り組み、今後もグループ一丸となり総力を挙げて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存です。

(3) 不適切な者による支配の防止に関する取組み
当社では、上記(1)に述べた基本方針に照らして、不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成28年5月13日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)への更新につき株主の皆さまにご承認をお願いすることを決議し、平成28年6月24日開催の第4回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただきました。また、当社は本プランへの更新に伴い、特別委員会を設置し、特別委員会の委員として、林良一、早野利人および安

井洸治の3氏が選任され、就任しております。
本プランの概要は以下のとおりでありますが、本プランの詳細につきましては、平成28年5月13日付の当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。
（当社ウェブサイト　http://www.nikkeikinholdings.co.jp）

1　本プランの対象となる当社株式の買付
本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（当社株券等の保有者およびその共同保有者、または買付等を行う者およびその特別関係者）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

2　特別委員会の設置
本プランにおいて当社が設定した大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）が遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置をとるか否かについては、後記（3）4に定義する株主意思確認総会の決議等がある場合にはそれに従うことを条件として当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、特別委員会規程を定めるとともに、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任します。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について必ず諮問することとし、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

3　大規模買付ルールの概要
大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言など、一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。当社取締役会は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項（以下「評価必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「評価必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、評価必要情報リストの記載に従った評価必要情報の提出を求めます。当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間の取締役会評価期間を設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討するとともに、特別委員会への諮問を必ず行いその勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

4　大規模買付行為がなされた場合の対応方針
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。
ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等の対抗措置の発動を決定することができるものとします。
当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は特別委員会への諮問を必ず行うとともにその勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。
なお、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆さまの意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主意思確認総会を開催することがあります。ただし、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合においては、大規模買付行為が以下の（ア）から（オ）のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、対抗措置を発動する場合には、株主検討期間を設定し、株主意思確認総会を必ず開催するものとします。
（ア）真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
（イ）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
（ウ）当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っていると判断される場合
（エ）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
（オ）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆さまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとします。したがって、当該株主意思確認総会において対抗措置を発動することを否決する決議等がなされた場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

5　本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成31年（2019年）6月30日までに開催される第7回定時株主総会の終結の時までとします。

（4）本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

1　買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

2　株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続したものです。

本プランは、株主の皆さまのご承認を得て発効したものであり、株主の皆さまが望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

また、当社取締役は当社の定款におきまして、その任期は1年と定められております。したがいまして、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本プランに関する株主の皆さまのご意向を反映することが可能となっております。

3　当社取締役会の恣意的判断の排除

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である外部専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会への諮問を必ず行い、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。

また、その勧告内容の概要については株主の皆さまに公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

さらに、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において大規模買付行為が上記（3）4の（ア）から（オ）のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、株主意思確認総会を必ず開催し、株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとされており、対抗措置の発動に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するための手続きが確保されております。

4　デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

1．適時開示に関する基本方針と社内規則

当社は、グループ経営方針において、事業活動を通じて、広く社会に貢献することを謳い、その基本方針第12項で「企業情報を適切に管理するとともに、広く社会とのコミュニケーションに努め、情報を適時かつ適切に開示する」と規定しております。

この基本方針に基づき、当社では、当社グループ全社に適用される「適時開示およびインサイダー取引防止に関するグループ規則」（以下、規則）を定め、会社情報の適切な管理、報告とインサイダー取引の未然防止に努めており、適時開示については、開示義務情報の定義、開示決定に至る手続き、報告体制、漏洩防止等について規定しております。

また、当社では、グループ経営方針をグループの全社員に配布し意識の高揚を図るとともに、規則に関してはグループ内電子掲示板に掲載することにより周知徹底を図っております。

2．社内規則に基づく適時開示体制

当社では、規則において、企画統括室担当役員を「情報取扱担当役員」、企画統括室広報・IR担当を「情報開示担当」と定め、適時開示の対象となる可能性のある決定事実、発生事実、決算に関する情報について、証券取引所が定める適時開示規則に則り、関連部署と適時開示の要否を協議・確認し、適時かつ適切に開示してまいります。

その情報の報告体制として、規則では、当社および日本軽金属株式会社の事業グループ長・部門長および日本軽金属株式会社以外の子会社社長は情報連絡担当者として、常に所管部門における開示義務情報の有無を確認し、報告する義務を負わせ、事象ごとにグループ内の速報・報告体制を整備しております。

決定事実に関する情報は、関係者に内部情報取扱いに関する誓約書の提出を求めるなど、適切な管理を行い、当社取締役会において承認された後、適時・適切に開示いたします。

発生事実に関する情報は、開示基準（重要性基準）に該当しないことが明らかでない場合も含め、関係部署と情報開示担当部署との確認の後、当社代表取締役社長の決定により適時・的確に開示いたします。

決算に関する情報については、人事・総務・経理統括室経理担当が作成し、グループ経営会議および取締役会で承認された後、速やかに開示いたします。

（別紙1）コーポレート・ガバナンス体制の模式図

（別紙2）適時開示体制の模式図

（別紙 1）コーポレート・ガバナンス体制の模式図

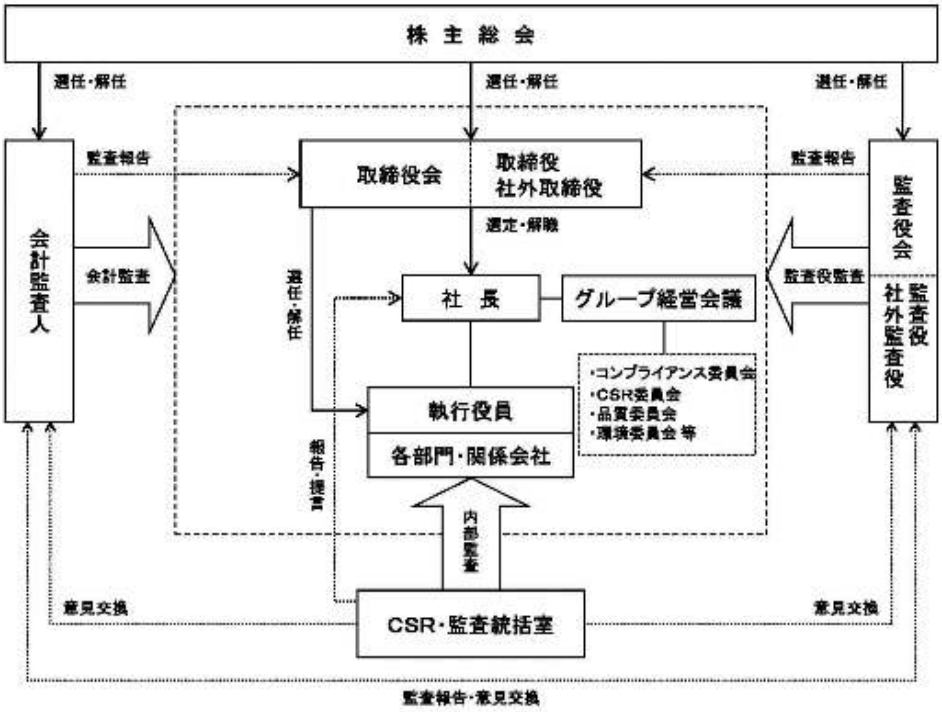
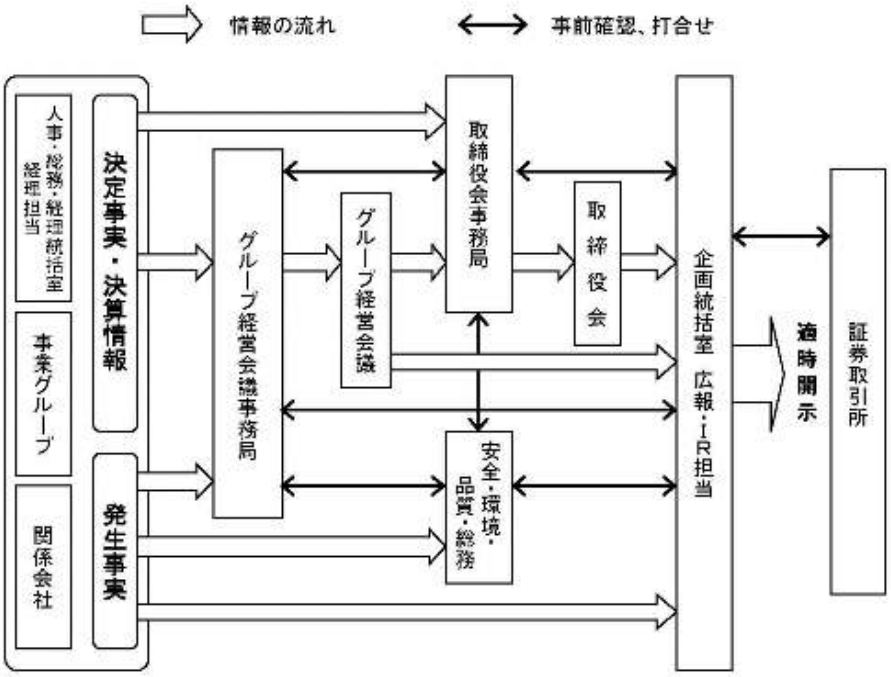
（別紙 2）適時開示体制の模式図